

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柳井市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山口県柳井市長

公表日

令和2年11月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、被保険者が要介護状態等となることを予防し、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民基本台帳に基づく被保険者の異動及び年齢到達による資格の取得、喪失の管理 ②保険料の賦課決定のための世帯構成、被保険者・世帯員の所得・課税状況及び生保受給状況等の把握 ③保険料徴収のための徴収方法（普通・特別）、普通徴収者の納付方法（納付書・口座振替）の管理及び通知 ④保険料納付消込、過納者への還付、未納者への督促・催告等滞納事務等の納付管理 ⑤保険料滞納者に係る支払方法の変更及び保険給付の制限、支払の一時差止め ⑥要介護認定、更新認定、状態区分の変更の認定等の申請の受理、認定審査 ⑦居宅サービス計画作成、保険料減免、住宅改修等償還払い、高額介護サービス費等、負担限度額認定、その他被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る審査又は申請に対する応答 ⑧被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ⑨介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給管理 ⑩居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑪住民登録住民・外国人、住民登録外個人・法人の宛名等及び資料送付先宛名の管理 ⑫国民健康保険連合会との異動・給付等情報の送受信 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68、別表第一省令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県柳井市南町一丁目10番2号 0820-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部高齢者支援課 山口県柳井市南町一丁目10番2号 0820-22-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]